



# 上場会社の宣誓は2月末期限

制度調査部  
吉井 一洋

新規則は2005年1月1日から適用

## 【要約】

2004年12月21日付けで、東京証券取引所(東証)は、取引所規則の改正を公表した。

これは、11月16日にコメントを募集するため公表した規則案を、寄せられたコメントを踏まえて修正したものである。上場会社に対して、適時開示に関する宣誓書、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨の確認書の提出を要求しており、これに反した場合、上場廃止の対象となることとしている。さらに、有価証券報告書等で財務諸表等以外に虚偽記載があった場合も、上場廃止の対象に追加している。

その他、親会社等の情報開示義務付け、少数特定者持株数基準の厳格化も盛り込まれている。

改正規則は2005年1月1日から適用されるが、宣誓書の提出期限は2005年2月28日(外国会社は3月31日)まで猶予期間が設けられている。

東京証券取引所(以下「東証」)は、12月21日付けで、東京証券取引所(東証)は、取引所規則の改正を公表した。これは、2004年11月16日に公表した規則案<sup>注1</sup>について、寄せられたコメントを基に修正し、最終規則としたものである。改正項目は次のとおりである。

(注1)2004年11月16日付DIR制度調査部情報「東証、上場会社の宣誓を要求(詳細版)」を参照

1. 開示書類の信頼向上	1 ページ
(1) 基本理念の明文化	1 ページ
(2) 適時開示に係る宣誓書の提出	2 ページ
(3) 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出	3 ページ
(4) 監査法人又は2人以上の公認会計士による監査の義務付け	4 ページ
2. 親会社等の会社情報に関する適時開示制度の見直し(強化)	4 ページ
3. 少数特定者持株数に係る基準の厳格化	5 ページ
4. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し	5 ページ
5. 株式事務代行機関設置の義務付け	6 ページ

以下、それぞれについて説明する。

## 1. 開示書類の信頼性向上

### (1) 基本理念の明文化

上場会社の誠実な業務遂行に関する基本理念として、以下を東証の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)に規定することとしている。

「上場有価証券の発行者は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」

## (2) 適時開示に関する宣誓書の提出

基本理念を定めた上で、上場会社に対して、「適時開示に関する宣誓書」の提出を求める。

この際に、適時開示に係る社内体制の状況を記載した書類を添付する。11月16日の規則案ではこのような添付書類は必要とされていなかった。しかし、最終規則では、宣誓書の形式だけの提出を防止し、投資者が上場会社の適時開示に対する取組状況を把握する上で参考となるよう、適時開示に係る社内体制の状況を記載した書類を添付することとされた。

宣誓書では、投資者への情報開示に真摯な姿勢で臨む旨を宣誓する。具体的な記載内容は次のとおりである。

投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを宣誓する。

決算短信や東京証券取引所が提出を求めている適時開示書類は当然に宣誓の対象となる。それに限らず、有価証券報告書や半期報告書などの法定開示書類も宣誓の対象となると考えられる。さらに、提出書類の虚偽記載だけでなく、提出すべき書類の不提出も対象となる。

宣誓事項について重大な違反があった場合は、上場廃止の対象となる。「宣誓事項について重大な違反があった場合」とは、証券市場全体に対する投資者の信頼を大きく損なうような不適切な開示が行われたケースを想定している。当該違反に該当した場合は、改善報告書の徴求の対象とせず、直ちに上場廃止とする。

宣誓は、東京証券取引所の全上場会社に対して求められる。東証に上場している債券、交換社債券(他社株転換可能債)、REIT、ETFの発行者も対象となる。宣誓書の効力は、本来であれば改正規則の適用が開始される2005年1月1日に生じている必要がある。しかし、上場会社の事務等にも配慮し、2005年1月1日時点で現に上場会社である会社については最初の宣誓書は、同2月28日(外国会社は3月31日)までに提出すればよいこととされている。最初の宣誓書提出後は、代表取締役もしくは代表執行役が異動した時、又は前回の宣誓から5年間経過した際に宣誓を行うこととされている。

宣誓書及び添付書類は、東証で公衆の縦覧に供される。

表1 東証上場会社の宣誓義務付けの概要

宣誓書の提出義務者	上場会社
宣誓する者	上場会社の代表者(代表取締役・代表執行役)
宣誓の対象となる書類	決算短信、証券取引所規則による適時開示書類、四半期開示など東証規則に基づくものだけでなく、有価証券報告書、有価証券届出書、半期報告書、臨時報告書などの証券取引法上の開示書類も含まれる。
宣誓書の提出時期	最初は、2005年2月28日(外国会社は3月31日)までに提出 その後は、代表取締役もしくは代表執行役が異動した時、又は前回の宣誓から5年間経過した際に提出
宣誓の効力発生	最初は、2005年2月28日(外国会社は3月31日)後 その後は、宣誓を行った後
宣誓違反の効果	重大な違反があった場合は上場廃止
添付書類	適時開示に係る社内体制の状況を記載した書類を添付する。
参考：上場廃止の対象	証券取引法上の開示書類について、重要な虚偽記載を行った場合

となりうるケース	<p>( 別途、証券取引法違反としての刑事・民事責任が問われる )          決算短信、適時開示書類の不提出や虚偽記載が行われた場合で、          ・改善報告書の提出を求められたが不提出の場合          ・改善報告書を過去 5 年で 2 回提出している場合          宣誓事項について重大な違反を行ったと認められる場合</p>
----------	---

虚偽記載により上場廃止になりうるケースとしては、次の 4 つの場合がある。

- ・重要な虚偽記載に該当する場合
- ・上場契約違反(宣誓違反を除く)の場合
- ・宣誓違反の場合
- ・公益又は投資者保護のため東証が上場廃止を適当と認めた場合

### (3) 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出

#### ・米国は開示義務付け

米国では、サーベインス = オクスリー法及び関連規則により、最高経営責任者(CEO)と財務担当取締役(CFO)に対して、以下を義務づけている。

年次報告書(アニュアルレポート)・四半期報告書の記載内容の正確性、内部統制を構築・維持する責任を負っていることなどを証明(certification)<sup>(注 1)</sup>する旨をアニュアルレポート等の中で記載し、署名すること

財務報告に関する内部統制の有効性を決算期末時点で評価し、その結果等を記載した内部統制報告書を年次報告書(アニュアルレポート)<sup>(注 2)</sup>に含めること。内部統制報告書に関しては、当該会社の財務諸表の監査を担当する独立した監査人による証明・報告が求められる。

(注 1) エンロン問題発覚後、サーベインス = オクスリー法が成立(2002 年 7 月 30 日)する前の段階では、SEC は同年 6 月 27 日付で、大手会社 947 社(2002 年 8 月 14 日までの提出期限は 691 社)に対して、年次報告書(アニュアルレポート)・四半期報告書の正確性に関する宣誓(oath)書の提出を求めていた。サーベインス = オクスリー法に基づく証明では、宣誓は特に求めている。

(注 2) 四半期報告書は対象外とされている。

#### ・改正規則の内容と証券取引法上の任意開示

これに倣い、東証では適時開示規則等を改正し、上場会社に対して、「有価証券報告書等(有価証券報告書及び半期報告書)の記載内容の適正性に関する確認書」の提出を求めることとした。東証に上場している債券、交換社債券(他社株転換可能債)、REIT、ETF の発行者も対象となる。

有価証券報告書及び半期報告書は、財務局に提出されるが、それと共に、その写しも東京証券取引所に提出される。

上記の確認書には、有価証券報告書及び半期報告書を提出する上場会社の代表者(代表取締役・代表執行役)が、その提出時点において、これらの報告書の内容に不実の記載がないと認識している旨及びその理由(有価証券報告書及び半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容)を記載した書面をいう。11 月 16 日の案では、理由の記載は求めていなかった。しかし、改正規則では、形式だけの提出を防止し、上場会社の代表者が不実の記載がないと認識したプロセスを投資家が把握する上での参考となるよう、理由の記載を求めることとした。

決算短信、中間決算短信その他の適時開示書類は、確認書の対象とはなっていない。

証券取引法上の開示としては、2003 年 4 月 1 日以後に提出される有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書からは、その記載内容が正しい旨を提出企業の代表者(代表取締役・代表執行役)が確認し、その旨を記載した書面を、自主的に任意<sup>(注 3)</sup>添付できるようになっている。このうち、有価証券報告書、半期報告書について証券取引法上の添付書類を提出している場合は、添付書類の写しを東京証券取引所に提出すればよい。

証券取引法上の添付書類には、概ね次の内容を記載し、代表者(代表取締役・代表執行役)の役職を表示して署名し、かつ、代表者(代表取締役・代表執行役)の印を押印することとされている。

有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認した旨  
 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由  
 確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨  
 及びその内容  
 確認について特記すべき事項

(注3) ただし、主要銀行の場合は、2002年10月30日公表の金融再生プログラムなどにより、2003年3月期から、「財務諸表の正確性に関する経営者による宣言」が要請されている。

確認書類は東証で公衆の縦覧に供される。

#### ・適用時期

改正規則は2005年1月1日以後に終了する事業年度又は中間会計期間から適用される。したがって、3月期決算の場合は、2005年3月期から適用される。

#### (4) 監査法人又は2人以上の公認会計士による監査の義務付け

上場廃止基準では、監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を提出期限経過後1ヶ月以内に提出しなかった場合は、上場廃止に該当することとしている。

改正後の上場廃止基準では、上記の添付すべき監査報告書又は中間監査報告書は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要求している。上場株式のみならず、東証に上場している債券、交換社債券(他社株転換可能債)、REIT、ETFの発行者も対象となる。

改正規則は、2005年1月1日以後開始する事業年度又は中間会計期間から適用される。

## 2. 親会社等の適時開示ルールの強化

1995年以前に上場した会社及び外国会社の場合は、非公開の親会社等に関する会社情報の適時開示は任意となっている。改正後の「適時開示規則の取扱い」(適時開示規則関連の東証の内規)では、これを改め、非公開の親会社等を有する上場会社は、原則として、親会社等に係る決定事実、発生事実及び決算内容(事業年度もしくは中間決算又は連結会計年度もしくは中間連結会計期間)の開示を義務づけることとしている。

「親会社等」とは、実質支配力基準に基づく親会社、あるいは開示会社が影響力基準(実質基準)に基づくとその会社の関連会社に該当する会社(これらの会社が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社)をいう。マザーズ上場会社の場合は、改正前の適時開示規則の取扱いでは、議決権保有比率が50%超の親会社のみが対象となっていたが、改正後は、実質支配力基準・影響力基準に基づく親会社等に改められた。マザーズの上場申請の際に審査対象となる親会社等の範囲についても同様の改正が行われた。

改正後の適時開示規則等では、さらに、親会社等を有する上場会社に対し、決算内容を開示する際に、以下を開示するよう求めている。この場合の親会社等は非上場会社に限定しておらず、上場会社も含まれる。

親会社の商号又は名称、議決権所有割合、親会社等が上場している場合は上場している証券取引所の商号又は名称

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由

親会社等の会社情報の開示が免除されている場合は、免除を求めるに当たり東証に提示した理由

親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係  
親会社等との取引に関する事項

改正後の規則は、2005年3月1日以後の開示から適用する。ただし、親会社等の決算内容の開示については、2005年3月1日以後終了する親会社等の事業年度もしくは中間会計期間又は連結会計年度もしくは中間連結会計年度から適用される。

マザーズにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲拡大も、2005年3月1日以後の開示から適用される。上場審査の対象となる親会社等の範囲の拡大は2005年1月1日以後に上場申請を行う新規上場申請会社から適用される。

### 3. 少数特定者持株数に係る基準

上場審査基準、一部指定基準及び上場廃止基準では、株式が市場で特定の株主に集中することを防ぐため、株式の分布状況について制限を設けることとしている。ただし、改正前の規則では「当分の間」の措置としてこの制限を緩和していた。

改正後の規則では、この緩和措置をとりやめ、以下に従って、判断することとしている。

表2 改正後の少数特定者持株数制限

基準の種類	改正後の少数特定者持株数の制限	適用開始時期
上場審査基準	少数特定者持株数 <sup>注1</sup> が、上場の時までに上場株式数の75%以下となること	2005年1月1日以後開始する最初の事業年度(3月決算会社の場合は2006年3月末)を直前の事業年度とする上場申請会社
上場株券の市場第一部指定銘柄基準	少数特定者持株数が、直前事業年度末日等において上場株式数の70%以下であること	2005年1月1日以後開始する最初の事業年度(3月決算会社の場合は2006年3月末)を直前の事業年度とする第一部指定申請会社
上場廃止基準	少数特定者持株数が、上場株式数の75%を超えている場合において1年以内に75%以下にならない場合 <sup>注2</sup>	2005年1月1日以後開始する最初の事業年度(3月決算会社の場合は2006年3月末)を審査対象決算期とする審査(2006年3月末から1年間の猶予期間があり、2007年3月末までに改善されない場合に上場廃止)

(注1)大株主上位10名及び役員等(役員、その配偶者及び2親等内の血族)、役員等により議決権の過半数が所有されている会社が所有する株式数(新規上場申請者の場合は、所有する自己株式数を加算)をいう。

(注2)その他、上場廃止基準では、少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている上場会社が、東証の定める日までに東証の定める公募、売出し又は数量制限付分配予定書を東証に提出しない場合は上場廃止としている。

### 4. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

#### (1) 財務諸表等以外の項目も対象に追加

改正前の上場審査基準、一部指定基準及び上場廃止基準では、上場会社が財務諸表等(財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表及びこれらの注記)に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大と東証が認めた場合は、指定替えや上場廃止の対象になるとしていた。

有価証券報告書等(ここでは、有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類)の記載内容のうち、財務諸表等以外の項目に虚偽記載

がある場合は、この要件には該当しないこととされていた。

改正後の規則では、有価証券報告書等に財務諸表等以外の項目について虚偽記載があった場合も対象となることとしている。

## (2) 「虚偽記載」の定義

「虚偽記載」について改正規則案では次のように定義している。この「虚偽記載」の影響が重大と東証が認めた場合に、上場廃止に該当する。

内閣総理大臣からの訂正命令を受けた場合  
内閣総理大臣等もしくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合  
訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合

## (3) 適用時期

(1)、(2)の改正規則は、2005年1月1日以後に提出された有価証券報告書等から適用される。

## 5. 株式事務代行機関設置の義務付け

西武鉄道の場合は、株式事務を代行機関に委託せず、自社で行っており、これが虚偽記載を容易にした一つの理由として指摘されていた。

東証では、1971年7月以降の上場会社には、株式事務の代行機関への委託を義務づけているが、それ以前の上場会社には義務づけていなかった。

改正後の適時開示規則等では、信託銀行を除く全上場会社に対して、株式事務代行機関の設置を求めることとしている。実際には、株式事務を自社で行っていたのは西武鉄道(2004年12月17日に上場廃止)と同グループの伊豆箱根鉄道(2004年12月26日に上場廃止)、大和自動車交通の3社だけであった模様であり、ほとんどの上場会社は株式事務を代行機関に委託している。

上場会社が株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなった場合(上場外国会社にあつては、配当金支払取扱銀行又は株式事務代行機関を指定しないこととなった場合)には上場廃止となる。

改正後の規則は、2005年1月1日において株式事務代行機関を設置していない上場会社の場合、2005年1月1日以後最初に到来する決算期(3月決算会社の場合は2005年3月期)の定時株主総会の招集日から起算して1ヶ月目の日から適用される。